

令和3年度

精神保健福祉センター一報



滋賀県立精神保健福祉センター

はじめに

皆様には、日頃から当センターの事業や活動に、ご理解、ご協力を賜り、心からお礼申し上げます。令和3年度の当センターの所報を取りまとめました。この1年間の活動にご協力賜りました関係者の皆様に深く感謝いたしますとともに、本号をご高覧のうえ忌憚のないご意見・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

当県においては、平成29年度に策定された「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」「滋賀県自殺対策計画」「滋賀県保健医療計画」「滋賀県障害者プラン」などの精神保健福祉に関連する計画に基づいて、精神保健福祉の中核機関として引き続き様々な取組みを進めてきました。

アルコール健康障害対策では県域依存症相談拠点機関として治療拠点機関である精神医療センターと連携し、切れ目ない支援が行えるような基盤づくりを更に進めるとともに、各圏域の相談拠点機関である保健所の機能強化や、ギャンブル依存症や薬物依存症など、他の依存症への対策にも力を入れてきました。

自殺対策においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、滋賀県自殺対策推進センターを核に保健所との協働のもと、各市町の自殺対策計画に基づく対策推進に向けた支援支援を行うなど、これら多分野を包括して、全ての県民が住み慣れた地域で望む生活を送ることができるよう、ピア活動の充実や地域づくりを目指した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。

また、これまで「ひきこもり支援センター」において、主にひきこもり支援を中心に子ども・若者に関する様々な問題への相談支援を行ってきましたが、より幅広く、早期から対応するために、平成29年4月に「滋賀県子ども若者総合相談窓口」を開設し、相談の対象をこれまでの「中学生以上」から「小学生以上」へ拡大しています。

「精神科救急情報センター」では、平成30年3月に厚生労働省から通知されたガイドラインをもとに、精神科病院・保健所の意見を得ながら「滋賀県精神障害者の退院後支援に関するマニュアル」を作成しました。本マニュアルの活用を推進し、かねてから取り組んできた措置フォローの充実、多職種・多機関の協働による本人ニーズに応じた支援をめざしていきたくと考えています。

当センターでは、時代の要請に応じながら、精神保健福祉の技術的中核機関として、精神保健福祉分野にとどまらない幅広い機関の方々と顔の見える連携を行い、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の向上に取り組んでいきたくと思います。

令和4年12月1日

精神保健福祉センター 所長 辻本哲士

目 次

I. 沿革	1
II. 組織	2
III. 実績	
1. 技術指導・技術援助	3
2. 教育研修	4
3. 広報・普及事業	5
4. 精神保健福祉相談事業	6
5. 依存症専門相談支援事業	7
6. 思春期精神保健に関する相談指導等	11
7. 滋賀のみんなでつくる 地域精神保健医療福祉チーム事業	12
8. 心の健康づくり推進事業	14
9. 自殺対策事業（うつ病対策含む）	15
10. こころのケアチーム派遣関連事業(CIT)	17
11. 団体育成	18
12. 自立支援医療(精神通院医療)の認定および 精神障害者保健福祉手帳の交付	19
13. 精神医療審査会	20
14. 精神科救急情報センター事業	21
15. ひきこもり支援センター事業	25
16. 知的障害者更生相談所事業	31
17. 医療福祉相談モール推進事業	33
18. 研究・発表等	34
IV. 参考資料	
1. 精神保健福祉センター運営要領	37
2. ひきこもり対策推進事業実施要領	39
3. 地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱	43
4. 滋賀県精神科救急医療システム事業	45
5. 年度別申請・通報等の対応件数	46

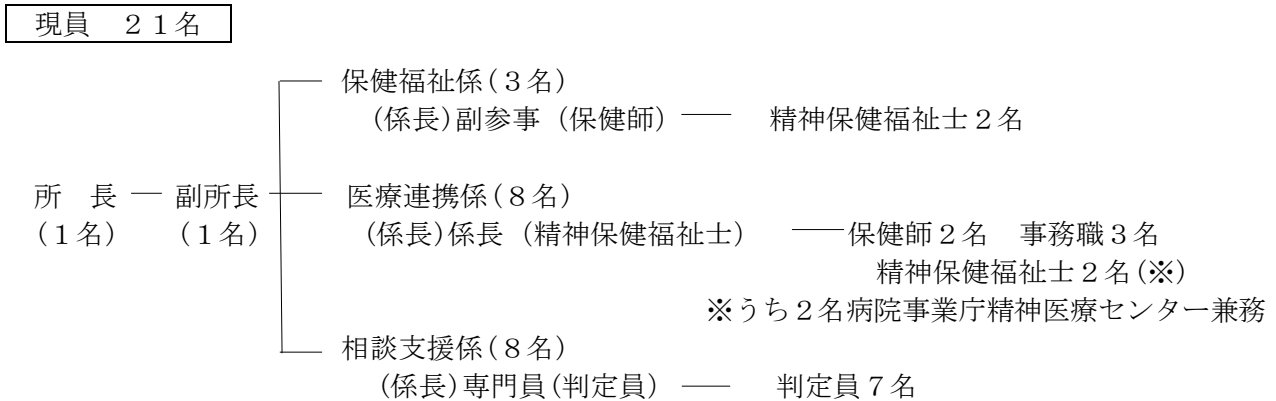
I. 沿革

昭和		
52年	6月	県議会「精神保健総合施設設置について」の請願採択
59年	6月	県議会「精神保健総合施設整備について」知事表明
60年	4月	精神保健総合施設整備構想に係る調査の委託
61年	8月	滋賀県地方精神衛生審議会に報告
62年	5月	精神保健総合センター（仮称）システム検討委員会設置
	9月	「精神保健総合センター（仮称）整備の基本的在り方について」報告
	11月	企画設計の委託
63年	3月	「精神保健総合センター（仮称）基本計画に関する報告書」の提出
	6月	滋賀県精神保健システム検討委員会設置
	6月	プロジェクトチーム「基本設計対策チーム」、「運営計画検討チーム」の設置
	11月	プロポーザル方式により基本設計委託業者を決定
	12月	基本設計開始
平成		
元年	3月	「精神保健総合センター（仮称）基本設計説明書」の提出 「滋賀県における精神医療保健活動の基本的あり方」 中間報告：滋賀県精神保健システム検討委員会
	4月	精神保健総合センター開設準備室の設置
	5月	実施設計開始
	10月	地質調査開始
2年	12月	精神保健総合センター起工
4年	5月	部分竣工
	6月	竣工・開設、精神保健センター部門業務開始
	9月	病院部門業務開始 外来、入院業務（50床）
	10月	精神科デイ・ケア部門（精神保健福祉センター組織）業務開始
5年	4月	こころの電話相談業務開始（077）567-5560
7年	11月	精神障害者就労相談業務開始
9年	4月	滋賀県精神科救急医療システム事業開始
17年	7月	こころの電話相談業務を午後4時終了から午後9時終了に延長
	9月	日本医療機能評価機構 病院機能評価 認証取得
18年	4月	精神保健総合センターが、精神保健福祉センターと精神医療センターに組織改編 （精神科デイケア部門が精神医療センター組織へ）
21年	4月	精神科救急情報センター開設
22年	4月	ひきこもり支援センター（成人期）開設
25年	4月	知的障害者更生相談所機能が精神保健福祉センター組織へ 滋賀県自殺予防情報センター開設
	7月	障害者医療福祉相談モール設置（知的障害者更生相談所、ひきこもり支援センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、地域生活定着支援センターの機能を集約）ワンストップ電話相談を開設
28年	3月	滋賀県子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成28年3月1日施行）第6条1項により精神保健福祉センターが子ども・若者支援調整機関として指定
29年	4月	滋賀県子ども・若者総合相談窓口開設 滋賀県自殺予防情報センターを滋賀県自殺対策推進センターに改組

Ⅱ. 組 織

1. 組織および現員

(令和4年3月31日現在)



2. 職種別職員数

係名 \ 職種	医 師	保 健 師	判 定 員	精 神 保 健 福 祉 士	事 務
所長	1				
副所長					1
保健福祉係		1		2	
医療連携係		2		3	3
相談支援係			8		
計	1	3	8	5	4

※当センターが本務でない兼務職員は除く。

3. 附属機関

名 称	委員数
精神医療審査会	25

4. 会計年度任用職員

職 名	人 数
自殺対策推進業務	3
依存症対策推進業務	1
こころの電話相談業務	5
こころのケア相談業務	1
精神障害者保健福祉手帳交付等事務	2
精神科救急医療支援業務	9
精神科救急医療調整業務	13
精神科救急医療調査業務	9
心理相談業務	2
ひきこもり等相談業務	2
子ども・若者総合相談業務	1
知的障害者更生相談心理判定業務	4

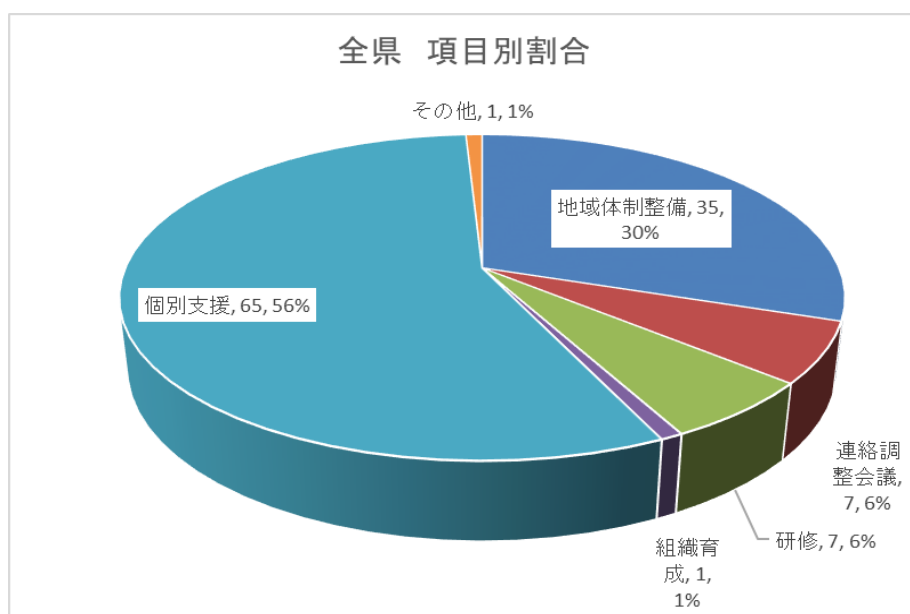
Ⅲ. 実 績

1. 技術指導・技術援助

県内の地域精神保健福祉活動の推進を目的に、県内7保健所とその他関係機関への技術協力を行った。地区担当チームを配置し、チーム員と保健所担当者が支援内容を協議し、保健所事業への参加等を通して、支援を行った。令和3年度は、医師7名、コメディカル15名（保健師3名、精神保健福祉士5名、心理士7名）の体制で支援を行った。

(1) 年間協力項目別実績（実施回数）

地域体制整備	連絡調整会議	研修	組織育成	個別支援	その他	計
35	7	7	1	65	1	116



(2) 年間協力分類別実績（実施回数）

老人	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
1	1	9	0	1	0	3	5	34	21	0	0	41	116

(3) 年間協力先機関

保健所	市町	福祉事務所	医療施設	介護老人保健施設	障害者支援施設	社会福祉施設	その他
114	116	1	35	0	43	30	64

3. 広報・普及事業

県内の保健所等と連携を図りながら、精神保健福祉に関する知識の普及啓発により県民の精神保健に関する知識を深め、意識を高めることを目的に、健康教育（講師派遣）、所報の発行、報告書の作成を行った。

(1) 健康教育（講師派遣）

	テーマ・内容	対象者	人数	担当
1	メンタルヘルスに課題を持った保護者が子どもに与える影響とそのかわり	養護教諭	300	医師
2	うつ自殺防止研修会	薬剤師会会員	80	医師
3	東近江市ゲートキーパー研修会	東近江市職員	92	保健師
4	彦根市ゲートキーパー研修会	彦根市職員	22	保健師
5	滋賀いのちの電話 電話相談員養成講座	養成講座受講生	9	精神保健福祉士
6	厚生労働省こころの健康づくり対策事業 思春期精神保健研修 ひきこもり対策研修	初期研修医、小児科医、精神科医、コメディカル等	100	心理士
7	滋賀県社会福祉協議会 「ひきこもり一斉電話相談」にかかる研修	市町社会福祉協議会職員等	22	心理士
8	滋賀県社会福祉協議会 ひきこもり支援のための研修会	民生委員・児童委員等	50	心理士
9	一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク 近畿ブロック研修	生活困窮者支援自立支援制度に携わる行政職員等	100	心理士

(2) 出版物等作成

種類	題名	内容	部数
	センターだより滋賀第27号	精神保健福祉法に基づく申請・通報等の件数推移、知的障害者等支援研修会の報告、自殺対策強化月間 他	ホームページ掲載

(3) 啓発用パンフレット等購入

該当なし

4. 精神保健福祉相談事業

県民のこころの悩みや精神疾患等のこころの健康相談に応じ、精神的健康の保持増進を図ることを目的に実施している。精神科医、保健師、精神保健福祉士、心理技術者と多様な職種の機能を活かして、相談対応を行っている。薬物依存やギャンブル依存に関する相談が増加し、面接や電話による継続的な相談支援を行っている。

(1) 電話相談(件)

	老年期	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ	摂食 障害	てん かん	その他	計	再掲	
													ひきこも り	自殺 関連
平成23年度	14	31	60	33		919	155	219			579	2,010	688	95
平成24年度	6	33	51	21		790	101	156			597	1,755	652	26
平成25年度	18	81	66	29	36	1,289	104	196			423	2,242	1,216	72
平成26年度	19	101	50	18	40	1,514	181	266	154		456	2,799	1,354	105
平成27年度	17	27	57	16	79	1,731	346	285	164	43	754	3,519	1,096	234
平成28年度	28	31	84	20	57	1,688	165	225	178	5	803	3,284	1,122	187
平成29年度	20	30	68	26	61	2,305	923	310	181	12	632	4,568	840	353
平成30年度	8	17	52	22	78	1,487	1,996	231	45	1	500	4,437	619	133
令和元年度	9	6	45	78	113	1,937	1,060	482	60	1	1,017	4,857	1,233	325
令和2年度	11	9	99	198	215	2,390	888	193	129	4	699	4,835	1,437	353
令和3年度	20	5	129	233	268	2,670	800	155	88	2	723	5,149	1,537	264

(2) 面接相談(件)

	老年期	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ	摂食障 害	てん かん	その他	計	再掲	
													ひきこもり	自殺 関連
平成23年度	5	16	53	35		1,014	11	32			225	1,391	913	20
平成24年度	2	6	57	9		1,124	9	7			234	1,448	1,095	2
平成25年度	12	121	50	13	85	1,252	48	35			183	1,799	1,401	40
平成26年度	0	109	45	12	52	1,680	53	43	86		140	2,220	1,701	31
平成27年度	6	32	44	3	95	1,937	38	60	191	8	414	2,828	1,346	44
平成28年度	0	64	26	2	42	1,881	32	44	109	12	333	2,545	1,258	32
平成29年度	6	30	34	26	48	2,350	168	78	151	13	260	3,164	1,108	126
平成30年度	0	9	40	38	152	1,801	241	64	56	1	111	2,513	799	72
令和元年度	0	0	41	75	173	2,603	58	37	64	0	114	3,182	1,300	318
令和2年度	0	0	39	92	162	2,042	63	8	58	0	103	2,567	1,374	188
令和3年度	0	0	43	130	125	1,758	46	3	40	0	67	2,218	1,156	117

5. 依存症専門相談支援事業

従来よりアルコール依存症等の相談に対応してきたが、平成29年度からは滋賀県の依存症相談拠点機関として、アルコール依存症のほか、薬物依存症、ギャンブル等依存症などのアディクションに関する相談を、電話および予約制の面接により実施している。また、当事者を対象とした回復プログラムの開催や学習の場づくり、家族を対象とした学習・交流の場づくり、支援者の相談支援の資質向上を目的とした研修や一般県民を対象とした普及啓発事業も行っている。

(1) 依存症全般に関する事業

ア. アディクション講座・セミナー

アディクション問題を抱える本人、家族および支援関係者がアディクションという病気や関連する問題、回復に至る過程について学び、アディクションへの正しい理解を深めることを目的に実施した。

実施日	内 容	参加者数
令和3年5月18日(火)	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
令和3年7月20日(火)	講義「アディクションとその関連問題」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	12名 ※オンライン開催
令和3年9月21日(火)	講義「アディクションからの回復と自助グループ」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	15名 ※オンライン開催
令和3年11月16日(火)	講義「アディクションと再発防止」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	16名 ※ハイブリッド開催
令和4年1月18日(火)	講義「アディクションの家族が取り組むこと」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	17名 ※オンライン開催
令和4年3月15日(火)	講義「アディクション当事者と家族のコミュニケーション」 講師：藤井クリニック 藤井 望夢 氏	4名 ※オンライン開催

イ. アディクション講座・家族交流会

アディクション問題を抱える家族の交流を目的として、アルコール、薬物、ギャンブル依存症者の家族を対象とした家族交流会を開催した。なお令和3年度より午前は行為依存（ギャンブル依存症等）、午後は物質依存（薬物依存症等）、物質依存（アルコール）の3部制で実施している。

内容については、前半にCRAFTの手法を取り入れたミニ講座、後半に交流を実施した。

実施日	テーマ	参加者数
令和3年 6月21日(月)		
令和3年 8月16日(月)	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
令和3年10月18日(月)		
令和3年12月20日(月)	CRAFTを学ぼう 「イネイブリングをやめるために」	ギャンブル 2名 薬物 6名 アルコール 1名
令和4年 2月21日(月)	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	

ウ. アディクション関連問題従事者事例検討会

アディクションに関する基礎知識と基本的な対応を支援者が学ぶことを目的として、アルコール、薬物、ギャンブル依存症それぞれについて研修会を実施した。

実施日	内 容	参加者数
(1) 令和3年9月15日(水)	①地域からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターの取り組みについて ・大津保護観察所の取り組みについて ・滋賀県薬物依存症支援ネットワーク連絡会について ・当事者体験談、ダルクの取り組みについて ・家族の体験談、家族会の取り組みについて ②講義「薬物依存症の回復支援 ～アディクションからコネクションへの転換～」 講師：松本 俊彦 氏 (国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部 部長)	36名 ※オンライン開催
(2) 令和3年10月7日(木)	①講義1「ギャンブル依存症の基礎知識」 ②講義2「SAT-G ライト(島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムライト)の活用」 講師：佐藤 寛志 氏 (島根県立心と体の相談センター企画員(精神保健福祉士))	13名 ※オンライン開催
(3) 令和3年12月16日(木)	①地域における支援者からの報告 ②当事者・家族の体験談および活動報告 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県断酒同友会 ・滋賀県断酒連絡会 ・AA滋賀 ③講義「アルコール依存症の当事者とご家族に対する相談支援の実際～地域で支えるためにできること～」 講師：松浦 千恵 氏 (安東医院 社会福祉士・精神保健福祉士)	32名 ※オンライン開催

エ. アディクション関連問題従事者事例検討会

アディクションに対する理解や支援方法を含め、支援者の力量を高めていくことを目的に、圏域ごとの事例検討会を保健所と共催で実施した。

実施日	内 容	参加者数
(1) 湖南圏域 令和3年11月1日(月)	①講義1「依存症支援の理解の基礎知識」	※草津保健所共催 30名
(2) 湖北圏域 令和3年12月8日(水)	②講義2「事例検討の方法」 講師：田中 和彦 氏 (日本福祉大学福祉福祉経営学部 准教授)	※長浜保健所共催 27名
(3) 湖東圏域 令和3年12月20日(月)	③事例検討	※彦根保健所共催 9名

オ. アディクションフォーラム

滋賀県断酒同友会等アディクションに関連した団体や自助グループのメンバーを含む実行員会形式で企画運営を行い、県民を対象にした啓発事業を実施した。県民や関係機関がアディクションの現状および問題、回復に至る

過程について学習し、理解を深めるとともに、関係者の支援ネットワークの構築に繋がった。

実施日	内 容	参加者数
令和4年1月29日(土)	第14回アディクションフォーラム in 滋賀 仲間を見つけた、希望を見つけた ～生きづらさはどこからくるの?～ ①仲間の話 ②講演「AC (アダルト・チルドレン) と共依存 ～アディクションの原点を考える～」 講師：信田 さよ子 氏	約180名 ※オンライン開催

(2) アルコール関連問題に関する事業

市民公開セミナー

アルコールと自殺の関連性が高いことを含め、一般住民や関係者を対象とした啓発普及を目的として、滋賀県断酒会同友会と共催で実施した。

実施日/場所	内 容	参加者数
令和3年12月11日(土) 長浜文化芸術会館	①講話「アルコール依存症について」 講師：濱川 浩 氏 (滋賀県立精神医療センター医師) ②映画上映「カノン」	75名
令和4年2月5日(土) 草津市立市民交流プラザ	①基調講演「あなたはお酒で悩んでいませんか」 講師：大井 健 氏 (滋賀県立精神医療センター院長) ②絵本朗読「ボクのことわすれちゃったの?」 —お父さんはアルコール依存症— ③体験発表 本人・家族	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(3) 薬物問題に関する事業

薬物問題に関する知識の普及や相談等、総合的な対策を進めるには、県内の薬物関連問題に関わる機関が、有機的連携を図っていくことが重要である。当センターは、滋賀県薬物乱用防止対策事業として、当事者、家族に対する相談や当事者集団プログラム、家族向けの講座等を県内薬物依存回復施設等と連携して実施している。

ア. 薬物関連問題対策従事者研修会

アディクション関連問題従事者研修として実施した。(詳細「5. 依存症専門相談支援事業(1) アルコール関連問題に関する相談指導等」参照)

イ. Poco a Poco (薬物依存症集団回復プログラム)

同じ薬物の悩みを抱える方々が、自分らしい生き方を取り戻すことを目的に薬物依存症集団回復プログラムを開催した。

実施日	内 容	参加者数
原則毎月第3水曜日 (全7回)	薬物問題の整理、理解等について、ワークブック (SMART P P-24) を用いて学ぶグループワーク。 ※8～9月、1～3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	延べ41名

ウ. 保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究（VBP）協力
保護観察所において同意のあった保護観察対象者について対面で面接を行い、3年間にわたり薬物使用状況、社会資源の利用、住居・同居者に関する状況、就労などの社会的機能に関する状況に関しての定期的な後追い調査を行いながら相談ニーズのある対象者については支援を継続している。

エ. アディクションを学ぶ会（家族会）

アディクション全般についての理解を深め、再発を防ぐためにどのように対応すればよいのかを考えることを目的に、大津保護観察所と共催で実施した。

実施日／場所	内 容	参加者数
令和3年6月25日（金） 大津保護観察所	～知ろう！取り組もう！アディクションを学ぶ会～ ①講義「依存症の理解と家族の関わり方について」 講師：松浦 千恵 氏 （安東医院 社会福祉士・精神保健福祉士） ②当事者からのメッセージ ③精神保健福祉センター、大津保護観察所の紹介	4名

オ. 滋賀県薬物依存症支援ネットワーク連絡会

薬物依存症を抱えた対象者に対して途切れない支援を展開することを目指して、県内薬物依存症支援に関わる関係機関が情報共有を図り、連携していくためのネットワークを構築するため、令和元年度より、複数機関で事務局を構成し、実務担当者による薬物依存症支援ネットワーク連絡会を開催している。

実施日	内 容	参加者数
第5回 令和3年6月28日（月）	各関係機関からの情報提供 グループワーク等	22名 ※オンライン開催
第6回 令和3年10月20日（水）		20名 ※オンライン開催
第7回 令和3年12月27日（月）		22名

(3) ギャンブル関連問題に関する事業

ギャンブルにかかる同じ悩みを抱える方々が、プログラムに出会うことで自分の新しい生き方を取り戻すことを目的に、SARPP-G（滋賀ギャンブル障がい回復プログラム）をびわこダルク職員の協力のもと実施した。

ア. SARPP-G 集団プログラム

実施日	内 容	参加者数
原則毎月第4水曜日 （全12回）	ギャンブル問題の整理、理解、ギャンブル再開防止に向けた具体的対処と今後への備え等について、ワークブックを用いて学ぶグループワーク。 ※8～9月、1～3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	延べ41名

6. 思春期精神保健に関する相談指導等

思春期は、成人期と異なり、精神発達の途上にある時期である。思春期精神保健における対策は、精神的健康の保持増進および適応障害の予防と早期発見を図ることを目的としており、一般県民に向けた思春期精神保健に関する相談や知識の普及に加えて、支援従事者向けの研修等、総合的な対策を進めている。

(1) 思春期家族学習会

個別相談の中で、心理教育やグループ参加が必要と認められた思春期の子どもを持つ家族を対象として実施している。

実施日	内 容	参加者数
令和3年7月26日（月）	(1) 講義 「思春期・青年期に起こりやすい精神疾患と発達障害について」 (2) 家族交流	6名
令和3年10月25日（月）	(1) 講義 「思春期のこころ」 (2) 家族交流	8名

(2) 摂食障害家族学習会

個別相談の中で、心理教育やグループ参加が必要と認められた摂食障害の子どもを持つ家族を対象として実施している。令和3年度は該当する家族がいなかったため、家族学習会は開催していない。

(3) 思春期精神保健従事者研修

思春期の子ども・若者に関わる支援者が、表に見えている症状や行動面からの理解だけでなく、成長発達段階や、生物・心理・社会の包括的な視点を学び、理解を深めることを目的として実施している。

実施日	内 容	参加者数
令和3年8月14日（土） ※オンライン開催	講義 「思春期の子どもと家族を支える ～どのように見立て、関わるか～」 講師 さきお英子こども心のクリニック 院長 竹内 伸 氏（児童精神科医）	※申込み 132名

(4) 思春期事例検討会（全2回）

思春期の子ども・若者に関わる支援者が、事例検討を通じて、思春期についての理解を深めること、支援に関する資質の向上を目的として実施している。

実施日	内 容	参加者数
① 令和3年11月20日（土） ② 令和3年12月18日（土） ③ 令和4年2月21日（土） ※いずれもオンライン開催	講師 さきお英子こども心のクリニック 院長 竹内 伸 氏（児童精神科医）	実20名 のべ33名

7. 滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム事業

地域包括ケアシステムの構築に向けて、圏域毎に入院の必要な精神障害者の医療機関の受入れと退院が可能な精神障害者の地域の受入れが円滑に行われるよう、医療・保健・福祉等の関係機関によるチーム支援体制を確保し、精神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための連携体制の整備に向けて取り組んでいる。

(1) 滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム（中核的人材）事業連絡会

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、各圏域の状況について情報共有を行うことを目的に情報交換会をオンラインにて開催した。

実施日	内容	参加者数
令和3年12月17日（金）	各圏域の滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム事業の現況にかかる情報共有および意見交換	19 機関 オンライン 開催

(2) 滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム事業研修会

県内の課題のひとつとして、ピアの活用が十分に広がっていない現状があることから、当事業にかかわる支援者がピア活動についての理解を深め、今後の地域づくりに向けてピア活動と共働していけることを目的に当研修会をオンラインにて開催した。

実施日	内容	参加者数
令和3年12月17日（金）	講演「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの概要と国の動向について～滋賀で何を指すのか～」 講師：滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士 氏	30 機関 オンライン 開催

(3) 精神障害者当事者活動等支援

地域包括ケアシステムにおいては、ピア活動のさらなる充実強化に向けた支援が必要であることから、県内で活動するピアサポーター・ピアサポートグループのネットワークとして設置された「ピアサポートネットワークしが」との協働や人材育成研修等を行っている。ピアの専門性を活かした地域支援体制づくりを目指して、第13回ピアサポートフォーラム滋賀2021をオンラインにて開催した。

第13回ピアサポートフォーラム滋賀2021

主催：ピアサポートネットワーク滋賀

共催：滋賀県、滋賀県立精神保健福祉センター

実施日／場所	内 容	参加者数
令和3年11月20日 （土）	・ピアサポートネットワーク滋賀 各団体の活動（近況）報告	15 機関 オンライン 開催

(4) 滋賀県障害者自立支援協議会

障害者の豊かな自立生活支援に資することを目的に設置された滋賀県障害者自立支援協議会において、当センターでは、市町からの委託を受けている相談支援事業者による、相談活動から見える地域課題や県域課題の把握・情報共有、課題解決に向けたワーキング作業の取組を目的とした「相談支援事業ネットワーク部会」の精神分野の世話役を担っている。また、「運営会議」においては、進捗状況の報告、他分野との情報共有・意見交換を行った。

会議の種類		出席回数
相談支援事業ネットワーク部会（精神障害分野）		年 11 回
運営会議		年 5 回
その他関係会議	委員会	年 3 回
	全体会（事業部会）	年 1 回

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった会議もある。

8. 心の健康づくり推進事業

ライフスタイルの各期において、ストレスが増大し、職場・学校・家庭等の生活の場でメンタルヘルスの問題を抱える人が増加している。精神保健福祉相談の窓口の設置、知識の普及等を行うことにより、県民の精神的健康の保持増進を図ることを目的としている。

(1) こころの電話相談事業

「心の健康づくり推進事業」の一環として、専門の電話相談窓口を設置することにより、県民が気軽に心の健康づくりについて相談できる体制を整備し、精神的問題への早期対応を図ることを目的に行った。

ア. こころの電話相談

相談受付時間は月曜から金曜の午前10時から午後9時まで。専任の相談員5名が交代で相談を対応。

区分	時間帯別 対応件数	性別(再掲)		一日当平均 対応件数	1件当平均 対応時間 (分)	年間対応 日数(日)
		男	女			
昼間	2,067	637	1,430	8.5	23.3	243
夜間	1,815	641	1,174	7.5		

イ. こころの電話相談員合同事例検討会

相談員の資質の向上を図るため、例年、滋賀県自殺予防電話相談員との合同で事例検討会を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

9. 自殺対策事業（うつ対策含む）

全国の自殺者数は平成 21 年以降 9 年連続で減少し、平成 30 年は約 2 万人で一日平均約 56 名が自殺で亡くなっている状況にある。

当県では、平成 15 年の 330 人をピークに、以来年間 300 人前後で推移し、平成 25 年以降減少傾向であったが令和元年に若干増加し、令和 3 年は令和 2 年より 3 人多い 229 人であった。

当センターでは、平成 25 年 4 月 1 日に県内の自殺対策の中核となる「滋賀県自殺予防情報センター」を設置。平成 29 年 4 月から、「自殺対策推進センター」に改組し、自殺未遂者や自死遺族への支援等包括的な自殺対策に取り組んでいる。

(1) 自殺（うつ）予防対策関連研修

自殺対策を担う関係者に対して研修会を開催した。

実施日	内 容	参加者数
令和3年11月28日(日)	令和3年度かかりつけ医うつ病対応力向上研修会 1. 「かかりつけ医・産業医のための精神疾患の知識と治療方法、薬の作用と副作用について」 講師：なかじまクリニック 院長 中島 聡 氏 2. 「産業保健とメンタルヘルス」 講師：滋賀産業保健総合支援センター産業医学担当相談員 古河 AS 株式会社 専属産業医 鹿田 潮 氏 3. 「アルコール依存症の治療と地域連携」 「アルコール依存症当事者の体験談」 講師：県立精神医療センター 精神科部長 濱川 浩 氏 滋賀県断酒同友会 副会長 松本 浩二 氏	25 名
令和4年3月1日(火)～ 7月31日(日) ※動画による配信	滋賀県自殺予防ゲートキーパー指導者養成研修会（動画配信） ・Part1「自殺の現状と背景を知ろう」 説明：県立精神保健福祉センター（滋賀県自殺対策推進センター） ・Part2「ゲートキーパーになろう」 講師：滋賀県総合病院 精神科専門看護師 野田 智子氏 ・Part3「ロールプレイ（窓口対応編）」 説明：県立精神保健福祉センター（滋賀県自殺対策推進センター）	視聴回数 Part1： 39回 Part2： 36回 Part3： 38回
令和4年3月1日(火)～ 3月31日(木) ※動画による配信	令和3年度自死遺族支援研修会（動画配信） テーマ 「大切な人を亡くされた方への関わり～遺族との向き合い方」 ①・死別の前提となる人間理解 ・喪失体験について ②・遺族が抱える共通の体験として ③・死別後の体験「関係」を中心に ・どのように関わるとよいだろうか ・スタッフのメンタルヘルスについて 講師：京都文教大学 臨床心理学部臨床心理学科 准教授 倉西 宏氏	視聴回数 ①18回 ②18回 ③32回

(2) 滋賀県自殺未遂者支援対策推進会議

本県では、平成 29 年 12 月より、すべての保健医療圏域ごとに地域の実情に応じた自殺未遂者支援事業が実施されている。また、圏域ごとに、情報共有や支援体制、課題の検討も行われているが、全県においても情報共有や未遂者支援事業の評価、支援の質の向上に向けた会議を书面開催した。

構成機関：琵琶湖病院、メープルクリニック、大津市消防局、滋賀県警察本部、大津市保健所、大津赤十字病院、草津保健所、草津市、済生会滋賀県病院、甲賀保健所、甲賀市、公立甲賀病院、東近江保健所、東近江市、近江八幡市立総合医療センター、彦根保健所、彦根市、彦根市立病院、長浜保健所、長浜市、長浜赤十字病院、高島保健所、高島市、高島市民病院、県障害福祉課、精神保健福祉センター

- 内容：1. 自殺未遂者支援事業に関する課題について
2. 不同意事例への支援について
3. コロナ禍における自殺未遂者対策におけるの取り組み・課題について

(3) 保健所・市町等自殺対策担当者会議

県内の保健所、市町の自殺対策担当者が参加する担当者会議をオンラインにて開催した。

実施日	内容	参加者数
令和3年5月13日(木)	令和3年度 保健所・市町等自殺対策担当者会議 1. 国と滋賀県の自殺統計について 2. 令和3年度の予算と新規事業について 3. 自殺対策計画の確認シートと自殺対策推進状況の活用について 4. その他	29名

10. こころのケアチーム派遣関連事業（C I T）

事件・事故・災害には、生命や財産の損害への対応とともに、こころのケアの視点が重要である。このため、学校等で起きた事件事故による被害事案に専門チームを派遣し、組織的かつ継続的な危機介入を行い、精神的な二次被害の拡大防止のためのこころのケアを行う。

（1）こころのケア緊急支援チーム派遣事業

県内で発生した事件、事故に対し、関係機関が長期にわたって、効率的かつ効果的に対応できる体制を構築するために関係者を対象に研修会、ケア会議、遺族ケア面接等を行い、こころのケアについての理解を深めるとともにケースの対応について検討を行っている。

令和3年度派遣支援 3件（事件・事故等による支援2件、新型コロナウイルス感染症による支援1件）

※C I T(Crisis Intervention Team)とは：重大な事件・事故等が県内で発生した場合や自然災害等が発生した場合、各関係機関（精神保健福祉センター・保健所等）が、多職種（医師、保健師、心理士等）で「こころのケアチーム」を編成し、組織的かつ継続的な積極的危機介入をおこない、精神的な二次被害（被害者等が、被害後に周囲の対応により、さらに心の傷を深めてしまうこと等）の拡大防止のため、必要な援助を行うチームをいう。

11. 団体育成

精神障害者社会参加促進を図るには、本人や家族はもとより、県民が精神障害者のかかえる問題について、正しく理解することが重要である。そこで、精神保健福祉に関する民間団体等と協働で啓発事業を実施等により、各団体の育成や活動の向上、組織拡大を図ってきた。

(1) 団体支援実績

支援団体名	支援内容	支援実績
滋賀県精神障害者家族会連合会	家族会の理事会や総会に参画し、家族会の運営や研修会などの主催行事への助言等を実施した。	3回
滋賀県精神保健福祉協会	協会の理事会や総会に参画し、協会の運営や研修会開催などへの助言や支援、普及啓発にかかるイベント企画等に協力	3回
滋賀県自死遺族の会 風（なぎ）の会おうみ	団体運営への助言や支援、月1回定例開催の「分かち合い」の場でのスタッフ補助や助言などの支援、サテライト開催の企画、関係機関調整などの支援を実施した。	9回
ピアサポートネットワークしが	県内のピア活動の推進を目指して、ピアのネットワークづくりを目的としたフォーラム開催に向けて、実行委員会に参画した。	3回
とまとの会（社会的ひきこもり親の会）	ひきこもりの子ども（20歳以上）を持つ親たちの定例の情報交換の場での助言や運営補助、研修会や交流会等の企画・開催の支援などを実施。	1回
その他	滋賀県断酒同友会、びわこダルク、びわこ家族会、NA関西、GA、ACおよびギャマノンといった各自助グループなどへの運営支援の実施 きょうされんへの講師協力	6回

(2) 協働事業

ア. アルコール関連問題市民公開セミナー

滋賀県断酒同友会との協働により市民公開セミナーを共催した。

（詳細「5. 依存症専門相談事業」参照）

イ. アディクションフォーラム

滋賀県断酒同友会やびわこダルクなどアディクション関係団体と協働し、実行委員会方式でアディクションフォーラムを開催した。（詳細「5. 依存症専門相談事業」参照）

ウ. 大津保護観察所主催「家族会」

大津保護観察所主催の矯正施設収容者の引受人及び保護観察対象者の家族、担当保護司を対象とした「家族会」を共催した。（詳細「5. 依存症専門相談事業」参照）

12. 自立支援医療費(精神通院医療)の認定および精神障害者保健福祉手帳の交付

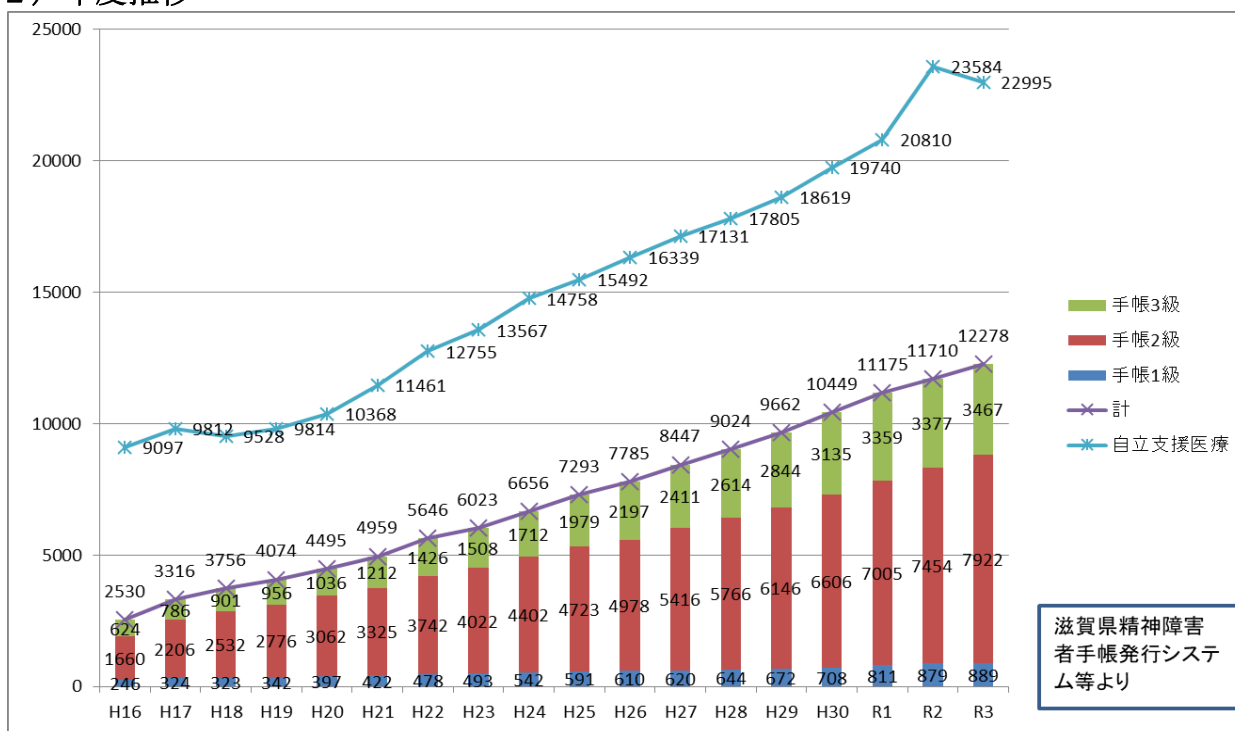
障害者総合支援法第58条の規定による自立支援医療費(精神通院医療)の認定および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付にかかる業務を行った。

令和3年度末現在で自立支援医療(精神通院医療)受給者数は22,995人、精神障害者保健福祉手帳所持者は12,278人となっている(各圏域の人数は下表のとおり)。

(1) 圏域別受給者・所持者数

圏域	自立支援医療受給者数							精神障害者保健福祉手帳所持者数			
	器質性精神障害 F0	精神作用物質使用による障害 F1	統合失調症 F2	気分障害 F3	てんかん G40	その他	計	1級	2級	3級	計
大津	154	119	1,199	2,972	531	1,324	6,299	249	2,191	870	3,310
湖南	181	82	1,097	2,589	467	1,383	5,799	210	1,702	744	2,656
甲賀	48	33	485	786	209	1,561	2,081	77	762	300	1,139
東近江	78	55	742	1,372	288	841	3,376	111	1,263	571	1,945
湖東	62	24	513	932	189	689	2,409	85	920	459	1,464
湖北	63	41	592	835	191	525	2,247	114	788	424	1,326
湖西	25	8	224	315	66	146	784	43	296	99	438
合計	611	362	4,852	9,801	1,941	5,428	22,995	889	7,922	3,467	12,278

(2) 年度推移



13. 精神医療審査会

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の規定により、都道府県に精神医療審査会が置かれており、当センターでは、審査の客観性、独立性の確保を図りつつ、審査会の開催をはじめ、必要な調査、その他審査会に関する事務を行っている。

(1) 業務

ア. 定期報告の審査

精神科病院の管理者から医療保護入院の届出、措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告があったときに、当該入院中の者について入院の必要があるかどうかに関し審査を行うこと（法第 38 条の 3 第 2 項）。

イ. 退院請求・処遇改善の審査

精神科病院に入院中の者またはその保護者等から退院請求または処遇改善請求があったときに、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、または、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行うこと（法第 38 条の 5 第 2 項）。

(2) 委員構成

滋賀県精神医療審査会は、①精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（医療委員）14 名、②精神障害者の保健または福祉に関し学識経験を有する者（有識者委員）5 名、③法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）5 名の 24 名の委員で構成されている。

委員の任期は法律で 2 年とされているが、滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例（平成 28 年滋賀県条例第 20 号）により、平成 28 年に改選された委員からは 3 年になった。

審査案件を取り扱う合議体は、医療委員 3 名、有識者委員および法律家委員各 1 名からなり、4 合議体を設置している。

(3) 審査会の開催状況

ア. 全体会議

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

イ. 合議体による審査

月 2 回（年間 24 回）の定例会議を開催し、法第 38 条の 3 第 2 項および法第 38 条の 5 第 2 項の審査を行った。

①定期報告等の審査件数

	提出 件数	審査済 件数	審査結果件数			審査中
			現在の入院 形態が適当	他の入院形態 への移行が適当	入院継続 不要	
医療保護入院時の届出	1,397	1,782	1,338	0	0	444
入院中の 定期報告	医療保護入院	704	698	0	0	72
	措置入院	8	12	7	0	5

④ 退院等の請求の審査件数

	請求 件数	審査済 件数	審査結果件数			
			入院または 処遇は適当	他の入院形 態が適当	入院継続不要 処遇不適当	入院継続必要 処遇不適当
退院の請求	45	26	19	4	2	1
処遇改善の請求	8	6	6	0	0	0
計	53	32	25	4	2	1

14. 精神科救急情報センター事業

休日・夜間における措置事例および救急事例に対する迅速かつ適切な対応および精神科救急に関する県民からのアクセスの改善等を目的として設置された精神科救急情報センターの運営を行った。

(1) 主な機能・業務

ア. 精神科緊急・救急の実施機能

①入院措置業務

- (ア) 措置診察および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 24 条および第 26 条通報等に関する事務（全県対象）
- (イ) 夜間・休日の法第 23 条通報等受理、緊急措置（全県対象）
- (ウ) 平日昼間の緊急措置（大津市のみ）

②精神科救急業務

- (ア) 夜間・休日の関係機関に対する電話による精神科救急受診支援（全県対象）
- (イ) 夜間・休日の県民等からの電話による救急医療相談（救急受診調整含む、全県対象）

イ. 措置・救急用病床等の情報の一元管理

ウ. 精神科救急に関する専門的支援機能

- ① 専門性向上のための研修等の実施
- ② 精神科救急に関する保健所等に対する技術支援
- ③ 精神科救急に関する普及・啓発

エ. 精神科救急に関する連絡・調整機能

県域関係機関（警察、消防、精神科病院協会、精神神経科診療所協会等）との連絡調整（随時個別の連絡調整、会議等の開催）

(2) 業務の実績等

ア. 入院措置業務

① 申請・通報件数

(ア)経路別、保健所管内別

	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	県	計
22 条	3	5							8
23 条	68	44	17	24	27	12	9	4	205
24 条								17	17
25 条									
26 条								48	48
26 条の 2									
計	71	49	17	24	27	12	9	69	278

(イ) 月別、保健所管内別

※ 下段は、措置診察（緊急措置診察）の実施件数

月	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	その他 (24条, 26条)	計
4	6	2	2	1	3	2	1	5	22
	2	1	1	1	2	0	1	0	8
5	3	3	2	2	4	1	0	11	26
	2	3	1	2	3	1	0	0	12
6	5	7	2	3	0	3	1	4	25
	1	4	0	2	0	2	0	0	9
7	11	7	1	4	4	1	2	6	36
	9	4	1	3	2	1	2	0	22
8	5	0	2	1	1	0	1	7	17
	4	0	0	1	0	0	1	2	8
9	4	7	0	2	3	1	1	2	20
	4	4	0	0	3	0	1	1	13
10	3	4	1	2	3	0	1	10	24
	3	4	0	0	2	0	1	4	14
11	6	2	1	2	2	2	0	2	17
	4	2	0	2	1	1	0	0	10
12	2	7	0	0	2	0	0	4	15
	1	3	0	0	1	0	0	0	5
1	10	1	1	2	2	1	1	6	18
	8	1	1	2	2	1	1	0	16
2	10	3	2	2	0	0	1	5	23
	8	3	2	0	0	0	1	0	14
3	6	6	3	3	3	1	0	7	29
	6	6	3	2	2	0	0	1	20
計	71	49	17	24	27	12	9	69	278
	52	35	9	15	18	6	8	8	151

イ. 精神科救急業務

①一般からの救急相談 [一般用救急電話]

(ア) 対象者 県に在住の精神科救急医療を必要としている人やその家族

(イ) 開設時間 平日 17:15 ~ 21:30 休日 9:30~12:00 13:00~21:30

(ウ) 概要 救急医療相談担当嘱託職員（精神保健福祉士など）が対応

a 症状などの状況の聴き取り

b 緊急性に応じて相談対応、救急受診指導・受診調整対応、措置対応に分類（トリアージ）

c トリアージ結果に基づき対処方法の助言、受診方法の助言、医療機関の情報提供などを行う

※ 電話相談のみ。緊急性の高い相談に対応することを目的としており、時間をかけた継続的な相談は対象外

(エ) 相談件数

a 月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
件数	112	132	88	93	103	112

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	101	83	113	106	41	49	1,133

b 曜日別件数

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	計
件数	109	78	118	134	101	267	262	64	1,133

c 相談者別件数

相談者	本人	家族	知人	その他	不明	計
件数	919	186	16	9	3	1,133

d 対応別件数

対応	当番病院を紹介	当番診療所を紹介	当番以外の医療機関を紹介	かかりつけ医への相談を指導	警察・消防・その他の機関をアナウンス	電話相談のみ	計
件数	18	2	15	128	161	809	1,133

②関係機関（精神科病院、警察署、消防署等）からの相談 [関係機関用救急電話]

(7)開設時間 平日 17:15 ～ 翌 8:30 休日 24時間

(i)相談件数

a 月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
件数	3	8	5	6	11	6	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	6	3	3	5	7	9	72

b 曜日別件数

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	計
件数	7	3	11	10	8	12	20	1	72

c 相談者別件数

相談者	警察署	消防署	医療機関	保健所	市町	その他	計
件数	36	12	20	1	3	0	72

d 内容別件数

内容	処遇・対応方法相談	情報提供	医療機関の調整依頼	当番病院の確認	その他	計
件数	33	7	19	5	8	72

ウ. 精神科救急に関する専門的支援機能

精神科救急業務に従事する職員等を対象として、その専門的技術の向上を図るための研修を実施した。

①専門性向上のための研修

(ア)精神科救急情報センター輪番業務従事者研修（転任者対象）

実施日	内 容	参加者数
令和3年 4月14日(水)	(1)精神科救急医療システムおよび精神科救急情報センター事業について (2)輪番職員の業務について (3)精神保健福祉の動向・精神科救急業務に必要な精神疾患の基礎知識 (4)業務内容の確認および救急情報センター見学 講師：精神科救急情報センター 職員	15名

(イ)精神科救急情報センター輪番業務従事者研修（保健所新採専門職対象）

実施日	内 容 等	参加者数
令和3年10月1日(金)～ オンデマンド配信	(1)調査のための精神科基礎知識 (2)精神科救急医療システムについて (3)警察官（23条）通報ならびに夜間・休日の救急対応の流れについて (4)施設見学、ロールプレイ 指導者：精神科救急情報センター 職員	オンライン 10名

(ウ)新任精神科救急医療調整員研修

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(エ)新任精神科救急医療調査員研修

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(オ)精神科救急医療調整員・調査員研修（現任研修）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

エ. 精神科救急に関する連絡・調整機能

①精神科救急医療システム調整委員会ブロック会議の開催および参加

ブロック名	幹事保健所等	開 催 日	参加者数
A（湖東・湖北）	長浜保健所	新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催	—
B（湖南・甲賀・東近江）	東近江保健所	新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催	—
C（大津・湖西）	精神保健福祉センター	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	—

② 精神障害者支援地域協議会（代表者会議）

ブロック名	幹事保健所等	開 催 日	参加者数
C（大津・湖西）	精神保健福祉センター	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	—

15. ひきこもり支援センター事業

ひきこもりに悩んでいるご本人およびご家族からの相談に適切に対処できるよう、平成 22 年 4 月にひきこもり支援センターを開設している。

また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づき、平成 29 年 4 月 1 日に滋賀県子ども・若者総合相談事業運営要綱を施行し、それに従い子ども・若者総合相談窓口を精神保健福祉センター内に設置している。

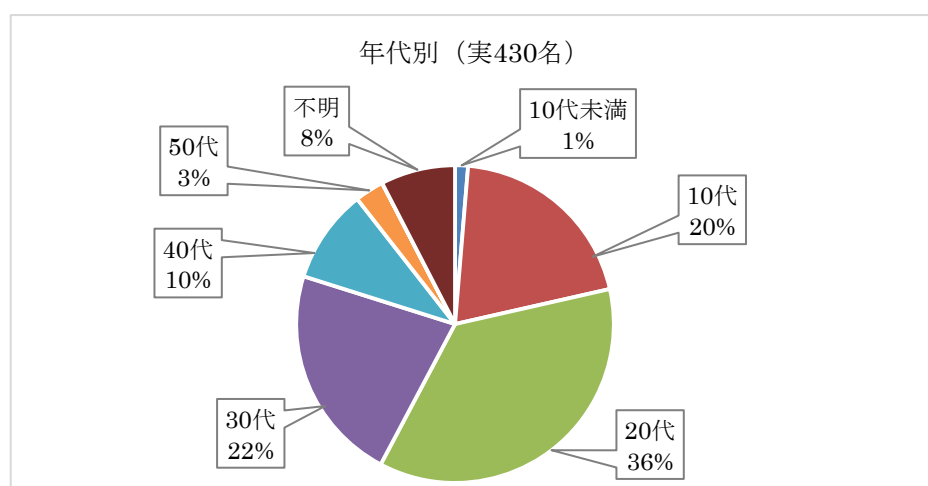
(1) 相談支援

①個別相談

ア. 相談件数の推移 (のべ件数)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電話件数	491	688	648	1,943	2,102	2,143	2,486	3,064	3,283	2,449	3,006	3,017
面接件数	655	930	1,101	1,447	2,075	2,268	2,706	3,363	3,352	2,883	2,451	1,874
計	1,146	1,618	1,749	3,390	4,177	4,411	5,192	6,427	6,635	5,332	5,457	5,655

イ. 相談実人員の年代別割合



ウ. ひきこもり心理相談事業

心理面接では、本人の状態のアセスメントやニーズの確認、対人関係の回復や生活リズムへの意識付けを行っている。現実直面していく当事者の心理を支えながら、自立に向けての行動や、自身の特性に関する自己理解等、当事者の成長発達を支えることを目的としている。

実施日	内容	利用者数
毎週火・金曜日 (年間 97 回)	個別心理相談(継続的な心理面接、必要に応じた心理テスト) 対応：非常勤臨床心理士 2 名	実 28 名 のべ 267 回

②グループ (家族向け・当事者向け)

ア. ひきこもり家族学習会

ひきこもりの子どもを持つ家族を対象として、ひきこもりについて学習することを目的に家族学習会を実施した。

実施日	内 容	参加者数
第 1 回 6 月 28 日(月)	ひきこもりの理解と、本人への関わり方について 県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士	10 名
第 2 回 7 月 26 日(月)	思春期・青年期に起こりやすい精神疾患と 発達障害について 県立精神医療センター地域生活支援部長 大門 一司氏	7 名
第 3 回 11 月 28 日(月)	本人のペースに合わせた社会参加に向けてⅠ ～居場所への参加～ NPO 法人芹川の河童 通信サロン 川崎 敦子氏	5 名
第 4 回 12 月 20 日(月)	本人のペースに合わせた社会参加に向けてⅡ ～就労支援について～ 滋賀県地域若者サポートステーション 所長 橋本 剛氏	4 名
第 5 回 1 月 24 日(月)	当事者からのメッセージ ～当事者目線に立って考えてみよう～	※新型コ ロナウイ ルス感染 拡大防止 のため中 止

イ. ひきこもり当事者の会

社会的ひきこもり当事者を対象に、軽作業を通じ侵襲的でないコミュニケーションを体験しながら生活リズムや現在の身体の状態を意識できる場として、また、仲間との交流を通じ孤独感の軽減や安心感の獲得、コミュニケーションの場として、当事者の状態に応じた中間的・過渡的段階の集団活動を実施した。

また新型コロナウイルス感染症拡大時にはオンラインで開催した会もあった。

名 称	内 容	開催回 数	参加者数
畑・事務作業 「作業しません か」	小集団で簡単な畑作業・事務作業を体験する場。 月 1 回開催。	5 回	実 13 名 のべ 31 名
居場所 「Unwind」 (アンワインド)	レクリエーションを中心としたプログラム。 月 1 回開催のほか、スピンオフ企画もあり。	7 回	実 17 名 のべ 32 名
居場所 「ゆるさー」	軽スポーツやゲーム等の活動により同世代との交流 を図る。隔週開催。	25 回	実 4 名 のべ 50 名
女子会 「Sweetie」	ものづくりやお菓子作り、メイク、ヨガなどを通じ て、女性が安心して集団の中で過ごす練習の場。	2 回	実 3 名 のべ 3 名

ウ. 団体支援

社会的ひきこもり親の会（とまとの会）

20 歳以上のひきこもりの子を持つ親の会。情報交換、親の関わり方、将来について等を気軽に相談し合える場として月 1 回の集まりを家族が自主的に開催している。

(2) 研修会

ア. 子ども・若者支援にかかる基礎研修

近年、子ども・若者をめぐる環境は大きく変化し、彼らの育ちや自立の問題は深刻な状況にあり、個別の課題に応じた支援だけでなく、自立へ向けての社会参加を促す機会や環境づくりも含めた総合的な支援が望まれている。そのため、こうした子ども・若者に関わる支援者が、広くこの問題についての知識を身につけ、多角的に子ども・若者の置かれた状況を理解することができるよう、基礎研修を実施している。

実施日	内 容	参加者数
令和3年8月20日 (金) ※オンライン開催	①滋賀県子ども・若者総合相談窓口について 滋賀県子ども・若者総合相談窓口 ②滋賀県の子ども・若者の見守りのしくみ 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 家庭支援推進室 室長補佐(兼)家庭支援係長 佐川 明 氏 ③滋賀県不登校の調査報告からみる子ども・若者の現状と課題 滋賀県教育委員会 幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室 主査 南出 晃 氏 ④非行～子ども・若者に生じる“問題”の捉え方～ 大津少年鑑別所 所長 樋口 光平 氏 ⑤児童虐待 ～子ども・若者の育ちに与えるもの～ 立命館大学 教授 野田 正人 氏 ⑥思春期のメンタルヘルス ～精神保健医療から見る子ども・若者の育ちと自立～ 滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士	90名

イ. ひきこもり支援従事者研修会

ひきこもりの支援に関わる支援者が、ひきこもりについての知識や支援スキルを学ぶことを目的として実施している。

実施日	内 容	参加者数
令和3年10月6日(水) ※オンライン開催	①報告「ひきこもり支援センターについて (実態調査結果等)」 報告者 県立精神保健福祉センター職員 ②講義「ひきこもりケースのインテーク」 講師 県立精神保健福祉センター職員 ③講義「ひきこもり支援の基礎知識」 講師 県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士 ④講義「ひきこもりの家族支援～家族支援のコツ」 講師 島根県立心と体の相談センター所長 小原 圭司氏	120名
令和3年10月11日(月) ※オンライン開催	①実践報告「相談体制について」 報告者 長浜市社会福祉課職員 日野町福祉保健課職員 ②実践報告「居場所について」 報告者 NPO 法人芹川の河童 川崎 敦子氏 NPO 法人あめんど 恒松 勇氏 ③講義「ひきこもりのアウトリーチ」 講師 滋賀県立精神保健福祉センター職員	91名

(3) 普及啓発

ア. 子ども・若者支援にかかる公開講座

社会的に不利な状況に置かれた子ども・若者への理解と配慮のある地域づくりに向けて、県民や支援者を対象として、現在の子ども・若者をとりまく問題や環境を幅広い見地から理解することにつながる機会とする公開講座を実施している。(※内閣府子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業)
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

イ. 若者サミット（ひきこもり対策普及啓発講演会）

県民や支援者が、ひきこもり等社会的に不利な状況に置かれている若者をめぐる現状や課題について学び、理解を深めるとともに、子ども・若者支援やひきこもり支援ネットワークの構築を目的として、若者サミット実行委員会と共催で、一般県民を対象に啓発事業を実施している。

若者サミットは平成 26 年から開催しており、県内支援団体職員、若者当事者などが若者サミット実行委員として参画し企画運営を行っており、若者当事者の想いを発信する場・受け取る場を作っている。

(4) 子ども・若者支援、ひきこもり支援対策関連会議

ア. 滋賀県子ども・若者支援地域協議会代表者会議

滋賀県では、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。）第 19 条に基づき、「滋賀県子ども・若者支援地域協議会」が平成 28 年度に設置され、協議会において行われる実務者会議の運営および支援の全般についての企画・立案・連絡調整等を行う、子ども・若者支援調整機関として、法第 21 条に基づき、精神保健福祉センターが指定されている。令和 3 年度は書面にて開催した。

構成機関：滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課、滋賀県中央子ども家庭相談センター、滋賀県彦根子ども家庭相談センター、滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会、滋賀県民生委員児童委員協議会連合会、滋賀県発達障害者支援センター、滋賀県児童福祉入所施設協議会、滋賀県里親連合会、滋賀県健康医療福祉部医療政策課、滋賀県保健所長会、滋賀県市町保健師協議会、一般社団法人滋賀県医師会、滋賀県臨床心理士会、滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課、滋賀県教育委員会事務局保健体育課、滋賀県警察本部、大津少年鑑別所、大津保護観察所、滋賀県青少年補導センター連絡協議会、滋賀県青少年育成県民会議、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課、特別営利活動法人就労ネットワーク滋賀、滋賀県市長会、滋賀県町村会、学識経験者、滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局、滋賀県立精神保健福祉センター

内容：1. 令和 3 年度取組状況について
2. 当事者部会の設置について

イ. 滋賀県子ども・若者支援地域協議会実務者会議

ひきこもりをはじめとして、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援は、社会全体で包括・重層的に実施していく必要がある。そこで対象者の抱える課題、相談内容に応じた適切な支援が行えるよう子ども・若者支援に関わる医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関、関係者の資質の向上を図るとともに、支援のネットワークの形成に資することを目的に「滋賀県子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成 28 年 3 月 1 日施行）」第 6 条第 2 項に基づき実務者会議を開催している。

- ・座長 佛教大学 教授 山本 耕平 氏（滋賀県子ども若者支援地域協議会会長）
- ・スーパーバイザー 滋賀県立大学 准教授 原 未来 氏

実施日	内 容	参加者数
令和4年1月21日(金) ※オンライン開催	滋賀県子ども若者支援地域協議会 実務者会議 ・取組報告「滋賀県の子ども・若者支援地域協議会の現状」 ・当事者部会の設置について ・その他（情報交換）	24名

ウ. 保健所ひきこもり担当者連絡会

県内の保健所ひきこもり担当者による担当者会議を開催している。

実施日	内 容	参加者数
令和3年11月12日(金)	・国・県のひきこもり対策について ・ひきこもり支援実態調査結果について ・ひきこもり支援専門家チームの活動について ・各保健所の今年度の取り組みについて	13名

エ. 滋賀県地域若者サポートステーション協働事例検討会

滋賀県地域若者サポートステーションは滋賀県における若者支援の一次窓口のひとつであり、広く若者の相談を受けており、当センターと重なりながら支援を行うことも多いことから、個別支援の強化や事業の発展及び事業の発展に寄与することを目的として実施している。

実施日	内 容	参加者数
6月1日(火)	情報交換および事例検討	7名
7月6日(火)	情報交換および事例検討	8名
9月7日(火)	情報交換および事例検討	4名
11月2日(火)	成功事例検討会	10名
12月3日(金)	情報交換および事例検討 ※彦根市子ども・若者総合相談センター合同	7名
12月17日(金)	情報交換および事例検討 ※米原市若者自立支援ルーム合同	4名
1月18日(火)	情報交換および事例検討	9名
3月1日(火)	情報交換および事例検討	9名

(5) 地域支援

ア. ひきこもり支援専門家チーム

医療、保健、法律、福祉、教育、就労等の多職種から構成されるひきこもり支援専門家チームを設置し、ひきこもり支援センターの機能強化および体制強化を図り、市町等に対し専門的観点から助言等を行う機能を強化することを目的として実施している。

①専門家チーム委員（※敬称略）

分野	職種・専門等	氏 名
医 療	臨床心理士（発達障害）	岡田 眞子
法 律	弁護士（債務整理・成年後見制度）	藤田 祐介
福 祉	ひきこもり支援実施事業所職員	金子 秀明
	精神保健福祉士	山本 耕平
教 育	高校教員（高等学校との連携）	武友 建史
就 労	キャリアコンサルタント	橋本 剛

生活困窮	ファイナンシャルプランナー(生活困窮者自立相談支援相談担当)	生水 裕美
その他	学識経験者	原 未来

②事業内容

- ・事例検討・同行支援：相談内容に応じた職種の多職種専門家チームを市町村の事例検討会議等へ派遣する。また、必要に応じて、市町の相談活動に同行し、後方支援を実施する。
- ・全体会議：個別事例を通して把握された地域のひきこもり課題について検討する。

③実績

内容	実施回数
全体会議	1回
ケース検討・事例検討	4回

イ. スーパーバイズ事業

市町等において相談支援を担当する職員の資質の向上を図り、必要に応じ各機関の連携を促進し、相談支援体制の強化を図るため、事業および相談事例にかかるスーパーバイザーの派遣等を行う事業を実施している。

- ・スーパーバイザー 臨床心理士 岡田 眞子 氏

内容	実施回数
地域への派遣等 (事例検討および研修での助言等)	3回 (7事例)
当センター支援事例検討	29回

ウ. その他の地域支援

	地域体制 整備	関係機関 連絡調整 会議	研修 (講師派 遣含む)	事例検討	ケース カンファ レンス	同行支援	その他	計
大津市	1	6	2	8	38	32		87
湖南	7	2	1	49	35	21		115
甲賀	1	2		2	2			7
東近江	1			2	16	5		24
湖東	1	6	4	8				19
湖北	1			1	1			3
高島	1							1
計	13	16	7	70	92	58	4	172

(6) 調査・研究

ア. 滋賀県ひきこもり支援に関する実態調査

県内の関係機関・団体におけるひきこもり支援の現状と課題を把握すること、および関係機関・団体につながっている方の相談状況や支援ニーズを明らかにすることにより、今後のひきこもり支援に資することを目的として実施した。

調査概要・結果等は、「18. 研究・発表等」を参照。

16. 知的障害者更生相談所事業

組織改編により平成25年度より、精神保健福祉センターの組織となっている。

知的障害者福祉法第12条の規定に基づき、各種福祉相談、療育手帳にかかる判定業務のほか、市町に対する専門的、技術的な援助や指導を行っている。

(1) 各種相談状況

① 相談実人数（年度別相談実人数）

(人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
相談実人数	1,834	1,921	1,925	1,975	1,624	1,638
対前年度	△17 (-0.92%)	87 (4.74%)	4 (0.21%)	50 (2.60%)	△351 (-17.77%)	14 (0.86%)

② 程度別実人数・相談内容別件数

(件)

	実人数	施設	職業	医療保健	生活経済	生活上	教育	療育手帳	その他	計
軽度	790	32	262	186	265	553	12	530	238	2,078
中度	476	49	91	102	176	296	3	278	176	1,171
重度	161	29	13	49	47	112	4	107	45	406
最重度	130	28	2	31	31	90	2	85	39	308
その他	81	2	27	12	15	33	0	50	18	157
計	1,638 -	140 3%	395 10%	380 9%	534 13%	1,084 26%	21 0.5%	1,050 15%	516 13%	4,120 -

③ 年齢階層別相談実人数

(人)

	18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	計
H28年度	0 0%	359 20%	616 34%	358 20%	274 15%	128 7%	66 4%	33 2%	1,834 100%
H29年度	0 0%	345 18%	633 33%	318 17%	348 18%	122 6%	94 5%	61 3%	1,921 100%
H30年度	0 0%	389 20%	622 32%	280 15%	406 21%	116 6%	65 3%	47 2%	1,925 100%
R元年度	0 0%	430 22%	742 38%	273 14%	275 14%	143 7%	69 3%	43 2%	1,975 100%
R2年度	0 0%	377 23%	664 41%	236 15%	118 7%	125 8%	57 4%	47 3%	1,624 100%
R3年度	0 0%	410 25%	657 40%	273 17%	149 9%	84 5%	40 2%	25 2%	1,638 100%

(2) 療育手帳処理件数

① 申請受付件数および処理件数

(件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
申請受付件数	1,067	1,016	1,065	976	770	1259
処理件数	1,075	1,039	978	1,041	940	954

② 新規療育手帳処理件数

・年度別推移

(件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
判定数	81	100	82	105	102	83

・年齢階層別相談実人数 (R3年度処理件数)

(人)

18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	計
0	11	23	17	16	13	3	0	83
0%	13%	28%	20%	19%	16%	4%	0%	

(3) 研修会

知的障害者等支援にかかる研修会

知的障害についての正しい知識と理解を習得することで、相談支援担当者の資質の向上を図り相談機能の充実を目指すことを目的としている。

実施日	内容	参加者数
令和3年9月3日	第1回 「知的障害のある人への理解を深める～ライフステージの視点から学ぶ診断的理解、支援のあり方」 阿星山診療所 所長 本谷研司 氏	93名
令和3年11月5日	第2回 「精神保健福祉領域における動向と今後の課題」 滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本哲士 「障害者雇用制度と知的障害者への就労支援」 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀障害者職業センター 山口久尚 氏	119名

17. 医療福祉相談モール推進事業

精神保健福祉領域において、複雑・複合化した相談に障害が特定されていない段階から、高い専門性で一貫した対応を行うため、「滋賀県知的障害者更生相談所」「滋賀県ひきこもり支援センター」「滋賀県発達障害者支援センター」「滋賀県高次脳機能障害支援センター」「滋賀県地域生活定着支援センター」を当センターに集約。各機関が連携して相談支援・地域支援を行うことを目的に医療福祉相談モールが平成25年7月1日に開設した。

(1) 医療福祉相談モール内会議

- ア. 連携会議（モール内機関の連携強化、地域関係機関の状況の情報共有、スキルアップ）
実施回数 2回
- イ. 個別支援会議（困難事例や重複障害事例等の共有・検討）
実施回数 23回

(2) ワンストップ相談窓口

モールにおいて障害が確定しない者や、障害者やその家族、相談支援機関等からの相談に応じ、要支援者が適正な支援が受けられることを目的にワンストップ電話相談を実施

ワンストップ電話相談 平日9時～16時（土日祝日を除く）

相談件数

	相談者数 (実人数)	支援結果内訳				
		延支援回数	電話相談	面接件数	訪問	ケース会議
R3.4～R4.3	120	175	174	1	0	0

相談者 年齢別件数

年代	～10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	不明	合計
件数	0	1	1	15	15	143	175

(3) 精神保健福祉センターおよび滋賀県障害者医療福祉相談モールの事業・相談支援事例にかか るスーパーバイズ事業

複雑複合化した相談に、高い専門性で一貫した対応ができるよう関係職員の資質の向上を図り、各機関が連携した相談支援・地域支援が行えるよう事業・相談事例にかかるとスーパーバイズを実施し、相談支援体制の強化を図っている。

実施回数 25回

18. 研究・発表等

演題等	学会名	開催地	発表日
日常の精神医療・地域保健福祉業務で活用できる身近な統計情報・データ分析	第57回全国精神保健福祉センター研究協議会	オンライン開催 (東京都)	R3年9月27日

1. はじめに

国は健康・医療・介護分野における膨大な ICT 情報を用いた施策を立案・実行しようとしている。精神医療や地域保健福祉の分野でも、様々な統計情報・データが存在する。

平成 29 年 3 月、厚労省から出された通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」では、各都道府県に対し、医療提供体制の確保を目的に医療法の規定に基づいて「(精神疾患を含む) 5 疾病・5 事業及び在宅医療」について、医療計画への記載を求めている。令和 2 年 4 月、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正があり、見直しの方向性と指標例の見直し(表)が打ち出された。現状把握の参考調査項目として、地域精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)が追加されることになった。

従来から患者調査や 630 調査、自殺者数等の統計情報・データも数多く存在する。現状、これらのオープンデータ・資料は身近にあるものの、日常の行政・医療業務でうまく活用されているとは言い難い。

2. 方法

日常、行政・臨床現場で勤務する一精神科医が、滋賀県をモデルに医療計画の一部改正・見直しの私案作りを試みた。その過程で、現場感覚と統計データ・情報との解離はどうして起こるのか、現場で活用できる資料を作るために、どのように分析を進めればいいのか等を考えた。

3. 結果

滋賀県の医療計画の見直しには、前・現医療計画、ReMHRAD、ReMHRAD 内の医療計画等説明資料、精神疾患の医療計画の策定についての関連資料、地域医療ビジョン/地域医療計画ガイドライン等を活用した。ReMHRAD は地域の精神保健医療福祉資源の活用実態状況を網羅的に把握でき、医療計画の国の定める指針に関して多くの統計情報・データをを得ることができた。滋賀県は精神科関連の病院・病床、診療所、精神科医師、看護事業所の数等、ハード面はいずれも全国平均を大きく下回っていた。摂食障害やてんかん、身体合併症、災害精神医療に関しては、まだ十分に整備できていなかった。精神科救急や自殺対策に関する指標や、新たに指標として取り入れられた精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での平均生活日数(地域平均生活日数)は全国平均を超えていた。

医療計画を作るには、その背景を知ることが重要で、作成には行政と精神医療の専門性の両方の知識が必要であった。全国・他自治体との比較、他の疾病・事業との比較、過去の計画との比較、他の計画との関係性・整合性、PDCA サイクルの意識が重要になる。現場感覚と統計情報・データとのバランス、「何のための計画か、自治体としてどのような地域精神保健医療福祉を目指す計画か」が軸になることがわかった。

精神疾患は他の疾病と異なり、医療のみならず保健福祉、社会的要因を組み入れた評価が求められる。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関連する資料、自殺対策、依存症対策、発達障害対策、それらの計画・目標値、その他の施策に関連した統計情報・データ、指標を包括的に活用し、日常の行政・臨床現場の精神保健医療福祉事業を充実させることが重要である。精神保健医療福祉全般を評価・総括できる実用的で明瞭な統計情報・データ、指標は見いだせなかった。

4. 考察

医療計画は、厚労省医政局が担当部局であるため、医療の視点での指標・評価が求められる。近年、精神疾患の患者数は全国的に大幅に増加し、医療計画に記載される 5 疾病の中で最多になっている。精神疾患としてひとくくりにされ、多数の障害・疾病群が対象となり、それぞれの特徴を踏まえた医療提供が求められるが、障害・疾病の多様化・専門化が進んでいるためアウトカム指標は限られる。精神疾患が医療計画へ盛り込まれるようになって間もないことから PDCA サイクル評価も困難である。「地域の現状・課題に対する認識と取り組むべき施策(あるいは指標)が一致させにくい」「複数の精神疾

患者を対象としているため、計画を作成するのが複雑」「実施・評価プロセスの設定が難しい」「データの収集・分析が困難」等、課題は多い。

R2 年度に持たれた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」資料でも示されたように、精神保健福祉センターは精神保健福祉資料の分析や障害福祉計画の企画立案等の役割も期待されている。データ分析・地域分析検討委員会では、引き続き、「持続可能で良質かつ適切な精神医療とモニタリング体制の確保に関する研究」等を活用し、情報センター機能としての情報基盤と地域分析の方法を共有し、定着させる活動を続ける。

5. その他

第 117 回日本精神神経学会学術総会では「精神科医・精神科医療の実態把握・将来計画に関する委員会」にて「地域精神科医療計画をめぐる諸問題」をテーマに委員会シンポジウムが企画された。上記筆者の「日常の精神医療・地域保健福祉業務で活用できる身近な統計情報・データ分析」以外に、吉田光爾先生（東洋大学）「ReMHRAD と地域精神科医療計画」、来住由樹先生（岡山県精神科医療センター）「精神疾患領域の医療計画：特に地域包括医療システムと他の 4 疾病 5 事業・在宅医療との連携構築に焦点をあてて」、齊藤卓弥先生（北海道大学大学病院）「児童思春期精神科医療における地域精神科医療計画をめぐる諸問題」、根本康先生（さいたま市立病院）「地域における身体合併症医療の問題」の発表があった。

表 第 7 次医療計画の中間見直し：精神疾患に関する医療提供体制について（指標例）

-
- ・ 依存症専門医療等機関（依存症専門医療等機関、依存症治療拠点機関）数の追加
 - ・ 摂食障害治療支援センター数の追加
 - ・ てんかん診療拠点機関数の追加
 - ・ 精神科救急入院料を算定した病院数の追加
 - ・ 精神科救急医療施設（病院群輪番型、常時対応型）数、外来対応施設数及び身体合併症対応施設数の追加
 - ・ 精神科救急医療体制整備事業における受診件数の追加
 - ・ 精神科救急医療体制整備事業における入院件数の追加
 - ・ 地域平均生活日数へ変更
（現行）精神病床における退院後 3・6・12 ヶ月時点の再入院率
 - ・ 深夜・休日に初診後に精神科入院した病院数の削除
 - ・ 深夜・休日に初診後に精神科入院した患者数の削除
 - ・ 重点指標を各疾患の精神保健医療体制の高度化に資する指標及び拠点医療機関等の指標に変更
（現行）各疾患の入院及び外来診療している医療機関数

1. 精神保健福祉センター運営要領

平成 8 年 1 月 19 日 健医発第 57 号

厚生省保健医療局長通知

最終改正 平成 18 年 12 月 14 日障発第 1222003 号

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第 6 条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに法第 45 条第 1 項の申請及び障害者自立支援法(平成 17 年法第 123 号)第 52 条第 1 項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、教育研修、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極

的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

2. ひきこもり対策推進事業実施要領

第1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業

1 趣旨

本事業は、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という）を整備し、より支援に結びつきやすくするものである。

本センターに「ひきこもり支援コーディネーター」を配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行うものである。

また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、都道府県及び指定都市に原則各2か所設置し、児童期・成人期に応じた適切な相談等の支援が行える体制を整備する。

なお、か所数は、児童期1か所、成人期1か所の計2か所を基本とするが、地域の実情に応じて、1のセンターで児童期・成人期を兼ねることは差し支えない。

イ 名称

センターの名称は、「ひきこもり地域支援センター」とするなど、ひきこもり対策の実施機関であることがわかるものとする。

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）からの相談対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援を行うものとする。

また、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ウ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター利用及び知

域の関係機関・関係事業に係る広報・周知を行うなど、ひきこもり対策に係る情報発信に努める。

エ その他のひきこもり対策推進事業

上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を実施する。

(3) 実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。

専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとし、相談等ができる体制をとる。

4 対象者

(1) 児童期のセンターの対象者

原則、ひきこもり本人が18歳未満の対象者とする。

(2) 成人期のセンターの対象者

原則、ひきこもり本人が18歳以上の対象者とする。

5 実施上の留意事項

(1) 秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱う。

(2) センター間の連携

児童期のセンター及び成人期のセンターの間の連携についても、利用者の継続的な事業利用が円滑に行われるよう特に留意する。

第3 ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業

1 趣旨

本事業は、ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含む「ひきこもりサポーター」（以下「サポーター」という）を養成・派遣し、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりからの脱却の短期化を目指す。

また、サポーターによる対象者へのきめ細やかで継続的な相談支援によって、ひきこもり本人の自立を推進し、対象者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 ひきこもりサポーター養成研修事業

(1) 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア 養成研修

実施主体は、ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援（ひきこもりからの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。

イ サポーター登録・名簿管理

研修修了者を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。同意の確認は、署名（様式は各実施主体で作成）によることとする。

当該名簿は、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村（実施予定市町村も含む）へ提供し、派遣調整の際に活用する。

(3) 実施上の留意事項

ア 秘密の保持（個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、研修修了者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

また、研修修了者にサポーターとして活動することの同意を得る際には、サポーターとして登録された者の個人情報が「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村（実施予定市町村も含む）に提供される旨を十分説明した上で、同意の署名を得る。

イ 養成研修

養成研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年度厚生労働省公表）等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。

なお、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも配慮する。

ウ 市町村との連携

サポーター名簿の管理につき、市町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意すること。

また、市町村から、サポーター派遣に当たっての技術的相談があった場合には、サポーターに継続研修を実施する等の他、市町村に技術的助言・指導を実施し、支援体制の充実を図る。

3 ひきこもりサポーター派遣事業

(1) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む）とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、家族会等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア ひきこもりサポーター派遣

実施主体は、対象者が支援を希望した場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。

なお、対象者から派遣の中止及び終了の希望が示された場合には、速やかに中止及び終了する。

また、サポーターは地域に潜在するひきこもりの発見に努め、発見した場合には実施主体に相談し、必要な支援を実施する。

イ 名簿管理

実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修事業」の実施主体からサポーター一名簿の提供を受け、その管理を行う。

名簿の提供を受けた実施主体は、名簿に登録された者がひきこもりサポーターとして活動する意向があることを再度確認した上で、名簿を管理する。

ウ 派遣調整、助言及び指導

対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。

サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行い、本事業が適切に運用されるよう配慮する。また、必要であればサポーターに継続研修を実施する等、適切な運用に配慮する。

(3) 実施上の留意事項

ア 養成研修の実施

市町村が本事業を実施する上で、当該都道府県で「ひきこもりサポーター養成研修事業」が実施されていない場合は、当該市町村において養成研修を実施することも可能である。なお、実施に当たっては、事前に社会・援護局総務課に相談されたい。

イ 派遣時の同意

本事業では、対象者からの支援の希望を受けて派遣が開始されるが、派遣開始に当たっては、事前に対象者の同意を得た上で調整を開始することに留意する。

ウ 事故等への対応

派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくことに留意する。

3. 地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱

1. 事業の目的

本事業は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が地域自殺対策推進センター（以下「センター」という。）を設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察 等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供等を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことにより、全ての市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県等とし、知事又は市長が指定した機関（本庁、精神保健福祉センター、保健所等）で事業を行うものとする。

1. 事業の内容等

センターにおいては、市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、その支援に必要な体制の整備を推進し、市町村等への適切な助言や情報提供等を行うため、次に定める事業を実施する。

(1) 職員の配置

次の(2)から(7)の事業を実施するため、専門的知識を有する職員を配置する。

(2) 情報の収集等

地域における自殺の実態把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。

(3) 自殺対策計画支援

都道府県等の自殺対策計画の策定に必要な支援及び情報提供を行うとともに、管内市町村の市町村自殺対策計画の策定に必要な支援及び情報提供を行う。

(4) 管内の連絡調整

自殺に関する管内の連絡調整に携わる自殺対策連携推進員を設置し、現在設置されている地域における関係機関により構成される連絡調整会議を開催するほか、管内関係機関・自殺防止や自死遺族等支援に積極的な地域ボランティア等と緊密な連携を図り、地域の自殺対策ネットワーク強化に努める。

(5) 市町村及び民間団体への支援

市町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対する相談支援、技術的助言を行う。

(6) 人材育成研修

関係機関において、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わる者等に対して、適切な支援手法等に関する研修を実施する。

なお、実施に当たっては、「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会報告書（平成 20 年 3 月）」における「2 自殺未遂者のケアに関して」、「3 自殺者親族等のケアに関して」を参考とされたい。

(7) 市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導等

自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集し、その提供について市町村等を指導するとともに、自殺未遂者及び自死遺族等支援について市町村等から対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて専門家等と連携しながら当該市町村等に対して適切な指導又は助言等の支援を行う。

2. 自殺総合対策推進センターとの連携

自殺総合対策推進センターにおいて、地域自殺対策推進センター等連絡会議を開催し、自殺対策に関する意見交換・指導助言等を行い、国と地方の自殺対策の緊密な連携を図ることとしているので、センターの事業の実施に当たっては、自殺総合対策推進センターと緊密な連携を図ること。

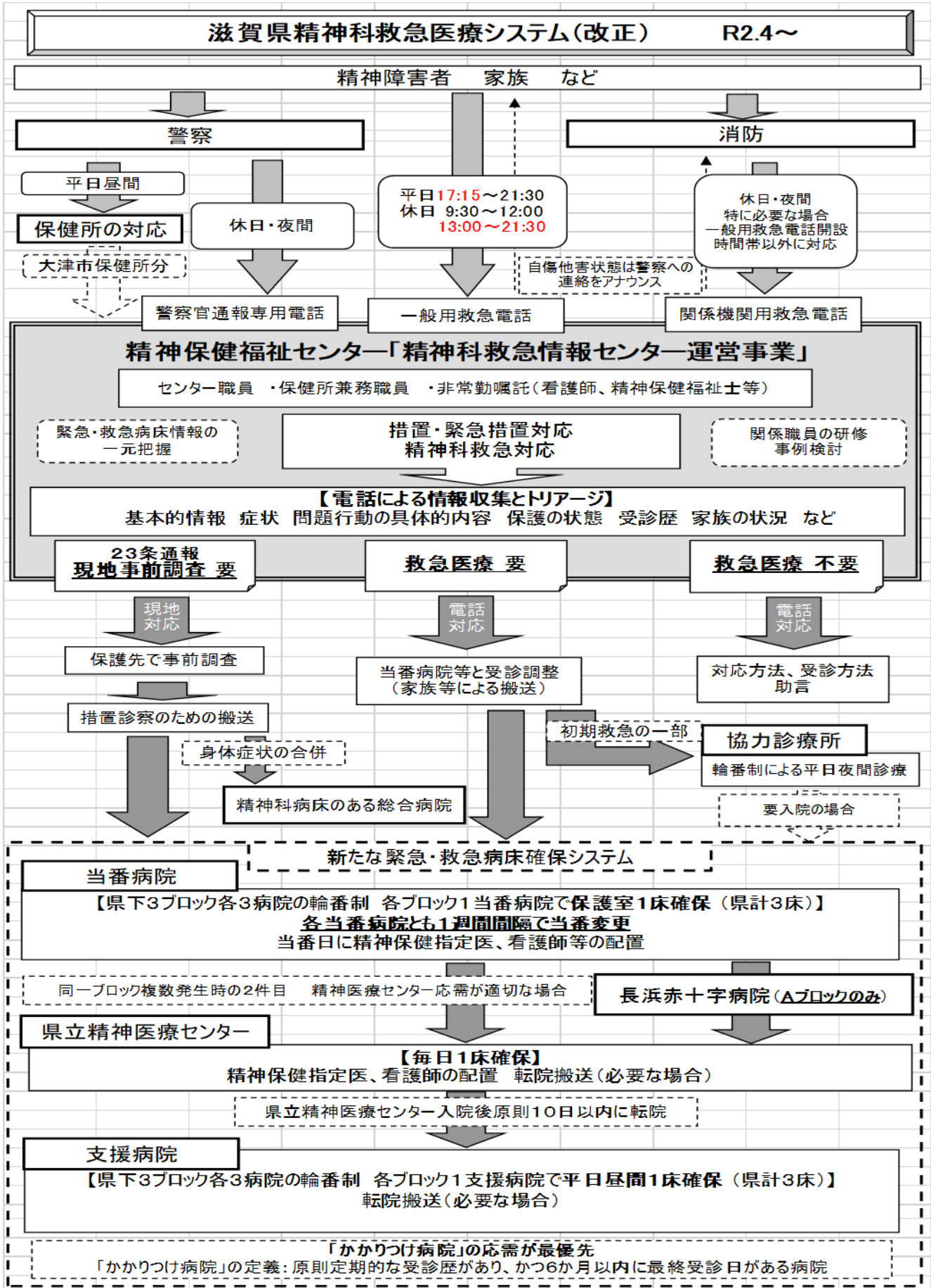
3. 国の助成

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

4. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自殺者の親族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報（相談内容等）の秘密を漏らしてはならない。

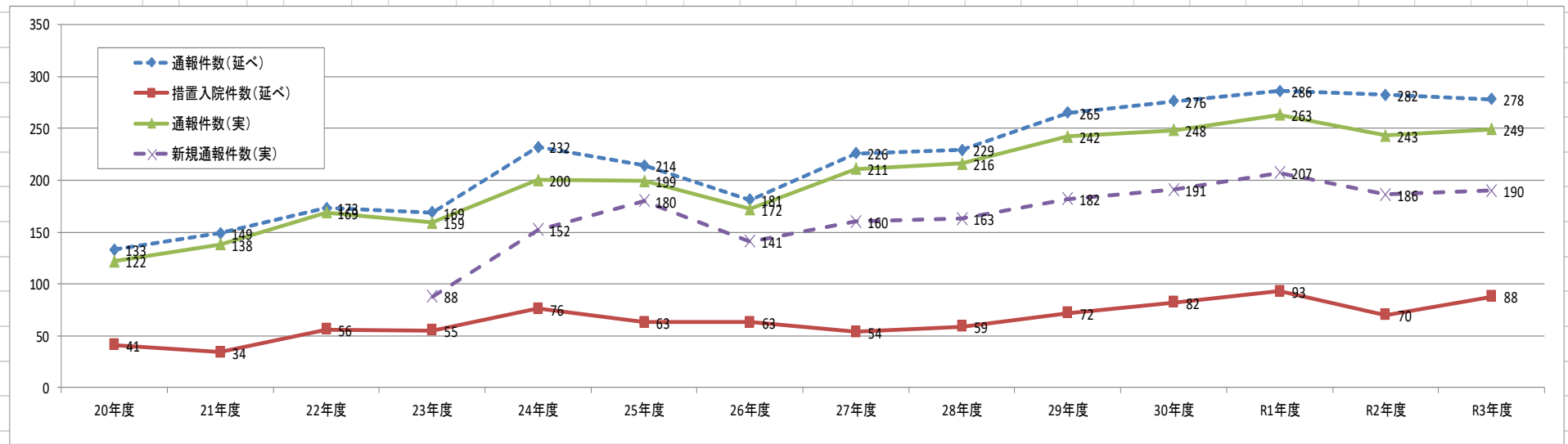
4. 滋賀県精神科救急医療システム事業



5. 年度別申請・通報等の対応件数

1. 申請・通報等の対応件数

保健所等名	20年度	割合	21年度	割合	22年度	割合	23年度	割合	24年度	割合	25年度	割合	26年度	割合	27年度	割合	28年度	割合	29年度	割合	30年度	割合	R1年度	割合	R2年度	割合	R3年度	割合
大津	34	26%	27	18%	34	20%	44	26%	44	19%	50	23%	44	24%	54	24%	56	24%	56	21%	67	24%	49	17%	74	26%	71	25%
草津	26	20%	30	20%	34	20%	19	11%	26	11%	30	14%	27	15%	33	15%	43	19%	61	23%	43	16%	41	14%	31	11%	49	17%
甲賀	10	8%	6	4%	19	11%	22	13%	33	14%	19	9%	9	5%	18	8%	14	6%	19	7%	12	4%	21	7%	13	5%	17	6%
東近江	9	7%	10	7%	10	6%	15	9%	34	15%	27	13%	24	13%	21	9%	24	10%	25	9%	26	9%	44	15%	28	10%	24	8%
彦根	13	10%	23	15%	20	12%	10	6%	13	6%	18	8%	10	6%	10	4%	10	4%	10	4%	12	4%	23	8%	25	9%	27	9%
長浜	13	10%	6	4%	16	9%	10	6%	16	7%	20	9%	18	10%	26	12%	19	8%	9	3%	22	8%	29	10%	27	9%	12	4%
高島	14	11%	3	2%	4	2%	4	2%	19	8%	4	2%	4	2%	6	3%	2	1%	7	3%	13	5%	5	2%	9	3%	9	3%
県	14	11%	44	30%	36	21%	45	27%	47	20%	46	21%	45	25%	58	26%	61	27%	78	29%	81	29%	74	26%	75	26%	69	24%
計	133	100%	149	100%	173	100%	169	100%	232	100%	214	100%	181	100%	226	100%	229	100%	265	100%	276	100%	286	100%	282	99%	278	97%
措置入院	41	31%	34	23%	56	32%	55	33%	76	33%	63	29%	63	35%	54	24%	59	26%	72	27%	82	30%	93	33%	70	24%	88	31%
通報件数 (実人数)	122	92%	138	93%	169	98%	159	94%	200	86%	199	93%	172	95%	211	93%	216	94%	242	91%	248	90%	263	92%	243	86%	249	90%
新規通報件数 (実人数)							88	52%	152	66%	180	84%	141	78%	160	71%	163	71%	182	69%	191	69%	207	72%	186	66%	190	68%



6. 年度別申請・通報等の経路別件数

経路	20年度	割合	21年度	割合	22年度	割合	23年度	割合	24年度	割合	25年度	割合	26年度	割合	27年度	割合	28年度	割合	29年度	割合	30年度	割合	R1年度	割合	R2年度	割合	R3年度	割合
家族等	23	17%	8	5%	15	9%	6	4%	6	3%	0	0%	5	3%	3	1%	3	1%	2	1%	0	0%	2	1%	4	2%	4	2%
医療関係	2	2%	8	5%	4	2%	8	5%	4	2%	6	3%	11	6%	3	1%	7	3%	5	2%	4	2%	8	3%	3	1%	4	2%
警察官	94	71%	102	68%	116	67%	110	65%	175	75%	162	76%	120	66%	163	72%	157	69%	180	68%	191	72%	202	76%	200	75%	205	77%
検察官	4	3%	6	4%	2	1%	11	7%	5	2%	5	2%	8	4%	7	3%	11	5%	9	3%	11	4%	15	6%	20	8%	17	6%
保護観察所長	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	0%	1	0%	0	0%	0	0%
矯正施設長	10	8%	25	17%	34	20%	34	20%	42	18%	41	19%	37	20%	50	22%	50	22%	68	26%	69	26%	58	22%	55	21%	48	18%
病院管理者	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
指定通院医療機関の 管理者等	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	133	100%	149	100%	173	100%	169	100%	232	100%	214	100%	181	100%	226	100%	229	100%	265	100%	276	100%	286	104%	282	102%	278	101%

